

Weekly Report

第 759 号

令和6年8月19日

取引相場のない株式の評価方法は

非上場会社の株式は株式市場などで取引されることではないため、相続や贈与などで取引相場のない非上場株式を取得した場合は、評価額を算定する必要があります。

◆原則的評価方式に該当する場合は

取引相場のない株式の評価方法は、その株式を取得した方が経営支配力を持っている同族株主等であれば原則的評価方式、それ以外の株主等であれば特例的な評価方式（配当還元方式）により評価します。

原則的評価方式に該当する場合は、会社の規模に応じて、①類似業種比準方式（事業内容が類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準する方式）、②純資産価額方式（会社が解散した場合の正味財産に基づいて評価する方式）、③併用方式（①と②を併用する方式）を用います。

会社の規模は大・中・小会社に区分され、従業員数70人以上は大会社、70人未満の場合は総資産価額、従業員数、取引金額の基準により判定することになり、原則として、大会社は①、中会社は③、小会社は②の方式により評価します。

◆少数株主の場合は配当還元方式で評価

非上場株式を同族株主以外の方が取得した場合は、会社の規模にかかわらず特例的な評価方式である配当還元方式で評価します。この配当還元方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を評価する方式です。

なお、保有する資産の大半が株式や土地等である会社や、開業前又は休業中の会社など「特定の評価会社」に該当する場合は、原則として純資産価額方式で評価します。

人手不足に悩む中小企業の省力化を支援

中小企業省力化投資補助金は、人手不足の状態にある中小企業等に対してIoTやロボット等の人手不足解消に効果がある「省力化製品」の導入を支援する新しい補助金です。

補助対象となる省力化製品は、事務局HPの「製品カタログ」に登録された汎用製品に限られ、このカタログから選択した製品の販売事業者と共同で事業計画を策定して申請を行います。

また、本補助金の補助率は1/2で、補助上限額は従業員数によって異なり5名以下は200万円、6～20名は500万円、21名以上は1千万円です（補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合は補助上限額を引上げ）。

知財取引に関するガイドライン等を改正

中小企業庁は、大企業と中小企業間における知的財産取引の適正化に向けて「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」に基づく取引を行うように求めています。

しかし、発注者への納品物について、第三者との間に知的財産権に関する紛争が生じた場合に、例外なく受注中小企業に責任を転嫁できる可能性のある契約になっている事案が複数確認されたことから、ガイドラインに責任転嫁行為に関する内容を追加する等の改正を行うとしています。